



# じんけんフェスタ

12月8日(日) 文化会館 **入場無料** 2013

じんけんフェスタは、毎年、人権週間(12月4日～10日)に合わせて、一人ひとりが人権について考えるきっかけになるように開催されている催しです。今回はその中で、中学生による人権作文の朗読会を中心にご紹介します。

## 中学生の思いに触れてみませんか

### 中学生人権作文優秀作品表彰式・朗読会

第4ホール 12:15から



中学生が優秀作品に選ばれた人権作文を朗読します。(写真は昨年朗読会)



四日市人権擁護委員協議会  
会長 上野 尚子さん

中学生の作品の  
選考をしています

朗読会で発表される内容は、例えば、おじいちゃんの介護の話や自閉症の兄弟の話など、発表者の身近な経験を通したもので、引きつけられます。発表者である中学生は、そのような経験の中で、なぜ、自分が面倒を見ないといけないのかといった悩みで苦しんだ末、相手に対する思いやりの気持ちにたどり着きます。こういった心のあり方は、教えられたものではなく、自分の生活の中で実感としてたどり着いたものだと思います。この感覚を大人にも持ってもらいたいと、毎年、作品を見て感じています。

朗読会では、このような中学生の思いが飾らない言葉で朗読されます。たくさんの方に聴いていただきたいと思っていますので、ぜひ、お越しください。

## 見る、触れる、感じる、充実の催し盛りだくさん

### ココロとカラダに優しい歌葉を “生きる力”コンサート

第1ホール 14:00から



「生きる力」をテーマにした曲「gift」で厚生労働大臣奨励賞を受賞、「会いたい」でおなじみの沢田知可子さんのトーク&コンサートです

手話通訳、要約筆記、赤外線補聴システム、託児(※)あり  
※1歳～未就学児、11月28日までに電話で人権センターへ予約が必要

### その他

展示棟、第4ホール、  
中庭など  
9:30～16:30

人権啓発の取り組みを紹介するパネルなどの展示、人権相談、人権啓発ポスター表彰式、子ども向けの人形劇・工作などの体験コーナー、三重のご当地グルメの販売、こにゅうどうくん撮影会など



※じんけんフェスタ2013の催しは、広報よっかいち10月下旬号にも掲載しています

### プレイベント 映画上映

### 「遺体 明日への十日間」

12月7日(土) **入場無料**

文化会館第1ホール 15:00から



©2013フジテレビジョン

東日本大震災直後、被災者自らが犠牲者を早く家族と再会させてあげたいとの思いから、遺体の搬送などの作業に懸命に当たる姿が描かれています

人権・同和政策課 ☎354-8293 FAX 354-8611  
人権センター ☎354-8609 FAX 354-8611  
人権・同和教育課 ☎354-8253 FAX 354-8308

# 配偶者暴力防止法で守られる被害者の対象が拡大されます



配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的とする法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が改正されます。(平成26年1月3日施行)

これにより、被害者の対象が拡大され、同居中またはかつて同居していた交際相手も、配偶者暴力防止法による**保護命令制度**(※)の対象となります。

## 従来の被害者

- 事実婚・結婚中・離婚後の配偶者

## 改正後の被害者

- 事実婚・結婚中・離婚後の配偶者
- 同居中またはかつて同居していた交際相手(同居期間は問われません)

## (※) 保護命令制度とは

配偶者などからの身体に対する暴力や生命などを害する脅迫があり、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申し立てにより、裁判所が配偶者などに対し、保護命令を出す制度です。保護命令には以下の種類があります。

- ・ 被害者への接近禁止命令
- ・ 加害者に対する退去命令
- ・ 被害者の子または親族等への接近禁止命令
- ・ 被害者への電話等禁止命令



## 暴力とは殴る・蹴るだけではありません

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 物を投げつける
- ・ 刃物などをつきつける
- ・ 首を絞める

- ・ 生活費などのお金を渡さない
- ・ 仕事をさせない

- ・ バカにしたり、人間性を否定する
- ・ 何を言っても無視する
- ・ 大切な物を壊す

- ・ 性行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない

- ・ 親族や友人とのつきあいを制限する
- ・ 手紙、電話、行き先をチェックする

我慢しないで、まずはご相談ください(無料)

男女共同参画センター (はもりあ四日市) ※日・月曜日、祝日は休館

**女性のための相談室 ☎354-8335**  
 《電話相談時間》火～土曜日 9:00～16:00  
 (水曜日は18:30～20:30も相談できます)  
 ※面接は予約制です

**男性のための電話相談 ☎354-1070**  
 《相談時間》毎月第2土曜日 12:00～15:00

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です